

2026年4月吉日

貸金庫をご利用のお客さまへ

徳島信用金庫

徳島信用金庫貸金庫規定の改定について

平素より徳島信用金庫をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。
当金庫は、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を受け、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保ならびに貸金庫業務の適正化を図るため、下記のとおり貸金庫規定を改定いたしました。

なお、改定後の規定は従前よりお取引いただいているお客さまについても適用されますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 今回改定となる規程

- ・貸金庫規定（自動管理方式用）
- ・貸金庫規定（手動管理方式用）

2. 改定の主な内容

- ・貸金庫に格納いただけない物品として「現金」ならびに危険物等を明記しました。
※現金には日本円のほか、外国通貨も含まれます。
- ・貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面で申告いただくことを追加しました。

3. その他

- ・万一、現金を格納されているお客さまがいらっしゃいましたら、速やかにお取り出しいただきますようお願いいたします。
- ・貸金庫の利用目的を申告いただく書面につきましては、お届けご住所に「貸金庫借用に関する申告書」をご郵送等させていただきますので、お手元に届き次第、ご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送願います。
ご不明な点がございましたら、お取引店または下記までご連絡ください。

以上

【本件に関するお問合せ先】
徳島信用金庫 総務部総務課
電話 088-622-3191